

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および当社グループ各社(クリタグループ)は、「水」を究め、自然と人間が調和した豊かな環境を創造する」という企業理念のもと、水と環境の分野における企業活動を通じて、株主・投資家・顧客の皆様、地域社会、取引先、従業員といったステークホルダーの期待に応えながら広く社会に貢献することを目指しています。この実現に向けて、経営の透明性・効率性を高め、長期的に安定して企業価値を向上する経営体制を確立するとともに、業務執行および経営の監督の徹底を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	5,979,883	5.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,147,300	4.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,985,700	2.50
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT — CLIENT ACCOUNT	2,718,581	2.28
東京海上日動火災保険株式会社	2,155,826	1.80
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユース タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	2,135,700	1.79
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,056,131	1.72
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,939,600	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,731,200	1.45
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE — SSD00	1,689,174	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

1. 上記大株主の状況は、2015年3月31日現在の状況を記載しております。

2. スブラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッドから2013年8月14日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により 2013年8月7日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができまないので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称:スブラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッド
住所:カナダ国オンタリオ州トロント181ユニバーシティアベニュー1300号
所有株式数:6,368千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:5.34%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 機械

直前事業年度末における(連結)従業員 1000人以上

数	
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中村 清次	他の会社の出身者											
森脇 亜人	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 清次	○	——	中村清次氏は、当社の事業活動とは別の分野で活躍していた人材であり、また代表取締役を歴任した豊富な経験および知見を有することから、社外取締役として適任であると考えています。 なお、同氏は株式会社商船三井および商船三井フェリー株式会社の元代表取締役ですが、両社は当社の取引先ではなく、当社との特別な利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じないと判断し、独立役員に指定しております。
		森脇亜人氏は、平成8年6月に株式会社神戸製鋼所の取締役となりました。その後、同社およびグループ会社の代表取締役を歴任し、平成24年6月には同社グル	森脇亜人氏は、経営者としての経験とともに、「もの作り」や「企業改革」への深い造詣を持つ人材であり、豊富な知識および経験を有することから、社外取締役として適任であると考えています。 なお、同氏は、株式会社神戸製鋼所およびグ

森脇 亞人	○	ープ会社の相談役を退任しました。 なお株式会社神戸製鋼所との取引が当 社売上高に占める割合は僅少であり、通 常の営業取引の範囲であります。	ループ会社の取締役就任していましたが、 平成24年6月に同グループ会社の役職から完 全に退任しております。また、同社グループは 当社の主要な取引先ではないことから、一般 株主との利益相反が生じないと判断し、独立 役員に指定しております。
-------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役員人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人の独立性、職務遂行状況の確認を行うとともに、定期的かつ必要に応じて会計監査人と会計監査について協議、意見交換を行っています。さらに、監査役は当社の内部監査を担当する監査室の監査計画について協議するとともに、監査結果および財務報告に係る内部統制の評価やリスク管理等の評価についても、意見交換を実施しています。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
葛生 知明	他の会社の出身者										△			
宇多 民夫	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
葛生 知明	○	葛生知明氏は、当社の取引先である伊藤忠商事株式会社出身ですが、10年以上前に退社しております。 なお同社との取引が売上高に占める割合は僅少であり、通常の営業取引の範囲であります。	葛生知明氏は、当社監査役に就任するまで33年間伊藤忠商事株式会社において財務経理事務を担当し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 また、同氏は当社との間に特別な利害関係はないことから、一般株主との利益相反が生じないと判断し、独立役員に指定しております。

宇多 民夫	○	——	宇多民夫氏は、弁護士ではありませんが、役員報酬以外に当社からの報酬は得ておりません。 従いまして、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反は生じないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	----	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社のすべての社外役員は、独立役員の資格を充たしているため、すべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上へのインセンティブとなるように、基準年俸額の一定の割合を役員持株会に抛出し、当社株式の取得に充当しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度(平成27年3月期)の取締役および監査役に対する役員報酬は431百万円(取締役報酬356百万円、監査役報酬75百万円)であり、このうち社外役員への報酬等は56百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬体系は、継続的な価値向上と業績向上へのインセンティブに資するものとし、基本報酬としての基準年俸額と業績結果を反映する業績連動額から構成します。具体的には、基準年俸額は、取締役においては役位別に、監査役においては勤務形態別に定めた額とし、業績連動額は年度業績目標の達成度に応じて増減するものとしております。また、中長期的な業績向上へのインセンティブとなるように、基準年俸額の一定の割合を役員持株会に抛出し、当社株式の取得に充当しております。本方針に基づき、株主総会で定めた総額の範囲内において、各取締役の報酬は取締役会決議により、各監査役の報酬は監査役会決議により、配分を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催の案内、資料の配布及び議題に関する事前説明については、取締役会事務局である経営企画室企画部が、必要に応じて実施しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会は、2015年6月26日現在、取締役11名(うち社外取締役2名)で構成され、経営方針等の重要な経営上の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会の意思決定を補完する仕組みとして、決裁・審査規程に基づく決裁制度を設定し、運用しております。本規程の改廃は取締役会で決議しております。また、経営に係わる重要事項を審議し、取締役会の意思決定を支援するため、代表取締役社長、常務以上の取締役、経営企画室長および代表取締役社長が指名する取締役・執行役員で構成される経営会議を設置し、原則月2回開催しております。さらに、業務執行力の強化を目的として2005年6月から執行役員制度を導入し、執行役員9名を選任しております。

・取締役会において、社外取締役が独立した立場から意見を述べることにより、業務執行の決定における多面的視点と客観性が確保されるものと考えております。

・当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、2015年6月26日現在、監査3名（うち社外監査役2名）で構成され、各監査役は監査役会で定めた監査方針や業務分担に基づき監査役監査を実施するとともに、取締役会、経営会議などの重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況および取締役会の監督義務の履行状況を監査するほか、子会社も含め当社グループ全体の財産状況調査、取締役による内部統制システムの構築及び運用状況の監査を行っております。加えて、代表取締役社長の直轄組織として監査室を設置し、内部監査の充実を図っております。

・社外監査役2名のうち1名は財務・経理の専門的知見を有し、1名は弁護士として企業法務に関する十分な見識を有しております。

・法令の定めに基づく会計監査人として、太陽有限責任監査法人を選任し、会計監査の実施及び充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上記のような体制により、経営の透明性・効率性を高め、長期的に安定して企業価値が向上する経営体制を確立するとともに、業務執行及び経営の監督の徹底も充分図れると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	1999年から定時株主総会の約3週間前に発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年の株主総会から採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	2006年の株主総会から、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
その他	株主説明会(旧名称:株主懇談会)を2005年の株主総会から開催しています。2013年の株主総会から英文の招集通知(参考書類)を参考として作成しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上実施	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会を実施し、代表取締役社長が説明すると同時に、質疑に対応しています。また、年2回の決算電話会議を実施し、経営企画室企画部長が説明すると同時に、質疑に対応しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の海外ロードショーを主に代表取締役社長が説明者となって実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料及び質疑応答要旨を和文・英文にて掲載しているほか、決算説明プレゼンテーション音声(日本語のみ)を約3ヶ月間配信しています。また、アニュアル・レポート、ファクトブック、株主通信などを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室 企画部 IR課を設置しています。	
その他	投資家ミーティングは、年間を通じて、IR担当役員である経営企画室長やIR担当者が実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営指針のひとつに「社会倫理に従い法令を遵守し、すべての事業活動の場を通じて、株主・投資家・顧客・社員・地域社会・取引先と透明で公正な関係を築いていきます」を定め、ステークホルダーとの関係の尊重を明示しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	クリタグループの環境改善活動は、「“水”を究め、自然と人間が調和した豊かな環境を創造する」との企業理念に基づき、基本方針を「企業理念に基づく事業活動を行うことにより、「水と環境」の課題解決に取り組み、広く社会に貢献する。」と定め、企業理念の実現につながる重要な活動と位置付けています。具体的には、以下の3つの活動指針を設け環境改善活動に取り組み、その実績や活動内容などは「クリタグループ環境報告書」として取りまとめ、年に1度発行し、社外に開示しています。 <活動指針> 1. 環境改善に寄与する新商品、新技術の開発に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献する。(技術革新) 2. 「生産性向上」、「環境負荷低減」、「創エネルギー」をテーマに商品・技術・サービスの提供に取り組み、お客様の環境改善を実現する。(お客様ニーズ) 3. 日々の事業活動において、業務の改善、工夫を行い、環境負荷を低減する。(社内変革)
	当社は、社会倫理に従い法令を遵守し、すべての事業活動の場を通じて、株主・顧客・社員・

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

地域社会・取引先と透明で公正な関係を築いていくことを経営指針のひとつに掲げております。この経営指針に則り、かつ、社内規程(株式等の内部者取引の規則等に関する規則及び機密情報管理規程)に基づき、投資者に対して適時適切な情報開示に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2006年5月度の取締役会において会社法に基づき当社及び当社グループにおける「内部統制システム構築に関する基本方針」を制定し、本基本方針に基づきリスクマネジメントの強化と内部統制システムの体制整備を図っております。「内部統制システム構築に関する基本方針」につきましては、取締役会決議に基づき改定を実施しております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社等の連結対象会社（以下、「グループ会社」という）は、経営指針のひとつに「社会倫理に従い法令を遵守し、すべての事業活動の場を通じて、株主・顧客・社員・地域社会・取引先と透明で公正な関係を築いていきます」を定め、法令遵守及び社会倫理遵守を企業活動の前提とする。また、本経営指針に基づき、「倫理行動規範、倫理行動実践のための基本原則及びコンプライアンスガイドライン」を定め、日々の事業活動において法令遵守及び社会倫理遵守を実践することを徹底する。さらに当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求には断固として応じないことを徹底する。
 - (2) 当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置すると同時に、同代表取締役を委員長とし、グループ会社の代表者を委員とするグループコンプライアンス委員会を設置する。本委員会において、コンプライアンス活動に関する活動方針・重点施策を定め、各本部・事業本部及びグループ会社の部門委員会を通じて、全社員に展開する。また、活動状況及び結果を定期的にチェックし、継続的にレベルアップを図っていく。本委員会委員長は、コンプライアンスに関する重大な問題、疑義が生じた場合と判断した場合、速やかに代表取締役社長に報告すると同時に是正措置、再発防止策を立案・実施する。代表取締役社長、もしくは本委員会委員長は、それらの状況について、適宜取締役会及び監査役会に報告する。
 - (3) 代表取締役社長直轄の監査室を設置し、コンプライアンス活動に関する事項を含めた内部監査を実施する。
 - (4) 法令上疑義のある行為等に関して、当社及びグループ会社の社員が直接情報提供を行う仕組みとして、公益通報者保護規程を定め、併せてコンプライアンス相談室を設置する。
 - (5) 当社は、当社及びグループ会社の財務報告を適正に行うため、金融商品取引法に則った「内部統制報告制度」を整備し、運用する。本制度の運用におけるモニタリング、改善勧告及び改善支援は、監査室を責任部署として実施する。
- なお、「当社内の業務プロセス統制」、「連結子会社の全社的な視点からの財務報告プロセス統制」に関するモニタリング、改善勧告・改善支援については、管理本部財務経理部がその一部を担うこととする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、取締役会で決議した文書規程及び機密情報管理規程に基づき、文書または電磁的媒体により記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及びグループ会社に係わるリスクの監視及びリスクマネジメントの推進は、経営企画室長を担当役員として行う。経営企画室長は、当社及びグループ会社のリスクの分析・評価を定期的に行うとともに、監視を継続し、その発生防止に努める。また、経営に重大な影響を及ぼすリスクが発生した場合は、経営企画室長が対応の責任者と体制を立案し、代表取締役社長の承認を得て直ちに発令する。当該責任者は、速やかに対策を実行するとともに、リスクによる影響、是正の状況及び再発防止策について、代表取締役社長及び経営企画室長に報告する。
- (2) 重大なリスクの内、コンプライアンスに関するものはコンプライアンス委員会委員長を、安全衛生及び災害に関するものは本部安全衛生委員会委員長を責任者とする。また、日常的な事業活動に直結したリスクへの対応は、各事業本部長を責任者として実施する。その他、品質、環境、情報セキュリティ及び輸出規制等日常的リスクへの対応は、それぞれの担当部署が実施する。
- (3) 経営企画室長、各委員会委員長、各事業本部長及び本部長は、重大なリスクの発生、結果に関して適宜、取締役会及び監査役会に報告する。
- (4) リスクマネジメントの実施状況、改善状況のモニタリングは、監査室を責任部署として実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次の経営管理体制・仕組みにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

- (1) 取締役会は、取締役及び執行役員への委嘱業務、組織の責任者（部長以上の管理職）及び各組織の業務分掌を定める。
- (2) 取締役会での決議を補完する意思決定の仕組みとして、決裁・審査規程に基づく、決裁申請制度を設定する。本規程の制定、改廃は、取締役会で決議する。また、取締役及び執行役員の日常業務を効率的に行うため、決裁・審査規程に準じる内規を定め、運用する。
- (3) 取締役会は、長期ビジョン、中期経営計画及び単年度事業計画を策定し、組織毎の目標・方針・重点施策を定める。また、グループ及び事業部門の目標に対する月次・四半期での業績管理を行う。
- (4) 取締役会での決議を迅速、且つ円滑に行うため、代表取締役社長、常務以上の取締役、経営企画室長及び代表取締役社長が指名する取締役・執行役員で構成する経営会議を設置し、原則月2回、必要に応じて臨時で開催する。経営会議では、当社及びグループの経営に係わる事項の審議を行うとともに、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックし、乖離に対する是正を各担当取締役及び執行役員に指示する。また、監査役は、経営会議に出席することが出来る。

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

次の体制・仕組みにより、当社及びグループ会社における経営及び業務の執行の適正化を図る。

- (1) 当社及びグループ会社は、統一の策定大綱に基づく、中期経営計画及び単年度事業計画を定める。
- (2) グループ会社における経営全般の管理は、経営企画室が行う。また、グループ会社毎に、当社の担当役員及び主管部門を定め、中期経営計画、単年度事業計画に基づく業績の達成状況及びリスクマネジメントの状況を定期的に把握するとともに、指導を行う。
- (3) グループ会社毎に、取締役会を設置するとともに、当社より（非常勤）取締役及び（非常勤）監査役を派遣し、経営、業績、決算及びリスクの監視を行う。また、グループとしての意思決定が必要な場合は、当社の経営会議で審議するとともに、当社の取締役会、もしくは当社の決裁・審査規程別表「5. 国内・海外関連企業に関する事項」に基づき意思決定を行う。
- (4) グループ会社のコンプライアンスに関する取組みについては、本基本方針第1条第2項に記載のグループコンプライアンス委員会において方針を定め、具体策を実行する。また、グループとしての財務報告の信頼性を確保する体制に関しては、第1条第5項に記載の取組みの中で検討し、整備を図っていく。
- (5) グループ会社は、経営、営業、製造、リスクマネジメント等の状況を月次又は四半期等、定期的に当社へ報告する。

6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社の監査役会は、専任の補助者を設置することができる。専任の補助者を設置しない場合は、監査役は必要に応じて監査室所属の特定の社員に対して監査業務の補助を行うよう指示することができる。
- (2) 前項の指示により監査役会の監査業務の補助を行う社員は、その範囲において取締役から独立して補助の職務を行う。また、当該社員の人事異動・人事評価等については、監査役の意見を尊重する。

(3)監査役会の監査業務を補助する社員は、監査役に同行して、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場に参加することができる。

7. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- (1)当社の取締役及び社員が適正に業務を執行していることが定期的に確認できるよう、監査役は取締役会への出席義務を有するとともに、経営会議及びコンプライアンス委員会等に出席できる。
- (2)当社の監査役は、文書規程、機密情報管理規程及びその他規程の定めにかかわらず、監査業務に必要な資料等を常時閲覧できる。
- (3)当社の取締役は、業務執行に関する重要事項について、取締役会、その他重要会議等を通じて適宜監査役又は監査役会に報告する。
- (4)当社の社員、グループ会社の取締役、監査役及び社員は、法令及び規程が定める事項に加え、コンプライアンス違反案件、係争案件、重大なリスクの発生、会計・決算に関する事項等について、当社の各主管部署に対して報告する。当該部署は、当社の社員、グループ会社の取締役及び社員から受けた報告内容を必要に応じて監査役又は監査役会に対して報告する。また、監査役の求めに応じて必要な報告を行う。
- (5)当社は、前項に基づき、当社の各主管部署や監査役又は監査役会へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ会社の取締役及び社員に周知徹底する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1)監査役又は監査役会と代表取締役社長との間で、定期的な意見交換会を開催する。
- (2)監査役又は監査役会は、必要に応じて監査室及び監査法人と協議、意見交換を行う。
- (3)監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。但し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、当社に請求することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除については上記「内部統制システム構築に関する基本方針」の、「1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制」に定めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る社内体制

(1)開示に対する経営姿勢

当社は、社会倫理に従い法令を遵守し、すべての事業活動の場を通じて、株主・顧客・社員・地域社会・取引先と透明で公正な関係を築いていくことを経営指針のひとつに掲げております。当社はこの経営指針に則り、かつ、社内規程（株式等の内部者取引の規則等に関する規則及び機密情報管理規程）に基づき、投資者に対して適時適切な情報開示に努めております。

(2)情報収集・管理

当社グループの会社情報（決定事実・決算情報・発生事実）については、経営企画室長が総括責任者として管理しております。情報収集は、経営企画室長が当社各事業部門長等及び各グループ会社代表者から直接収集又は報告等を受けることにより行っております。なお、重要な会社情報に関しては経営企画室長が一元的に管理するとともに、緊急案件等のリスク情報を社長まで迅速に伝達する体制としております。

(3)適時開示の判断

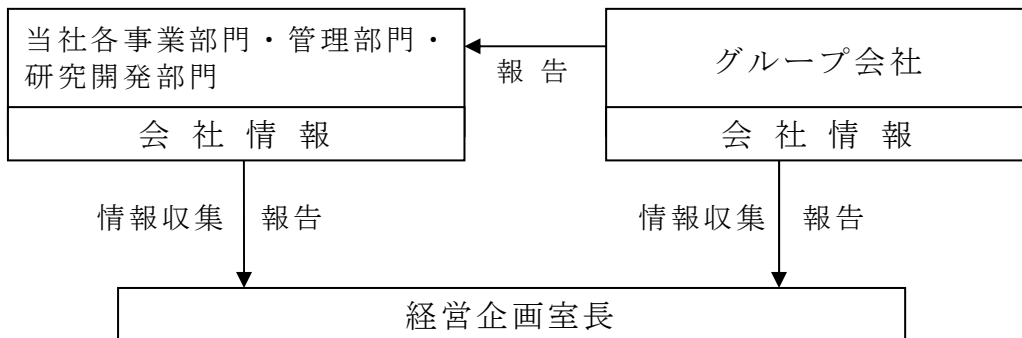
収集した会社情報の適時開示の要否判断は、経営企画室長が行います。

(4)適時開示

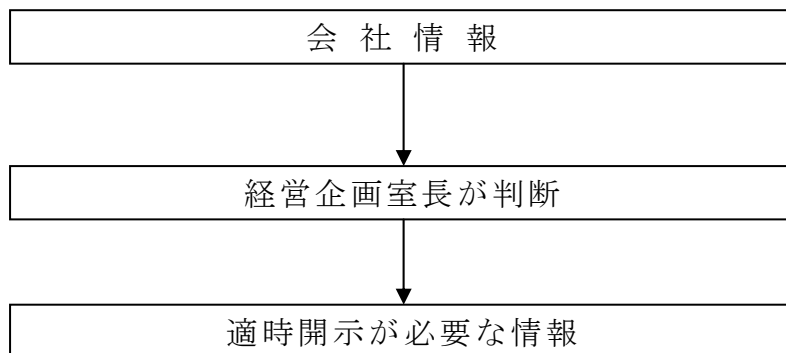
適時開示が必要となる情報等に関しては、社内規程による取締役会での決議又は取締役会・経営会議での報告後に管理本部長が開示を行います。緊急を要するものについては、適時開示の要否を経営企画室長が判断し、取締役社長の了解を得て管理本部長が遅滞なく開示を行います。

適 時 開 示 体 制

< 情報収集・管理 >



< 適時開示の判断 >



< 適時開示 >

